



平成 30 年 3 月 7 日

各 位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者名	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号	9474)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL	093-882-9050)

## 2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成30年3月7日開催の取締役会において、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額80億円の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、経営ビジョンである「情報を地図化する世界の企業」を実現するため、2015年度から2019年度まで5ヶ年の中期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020（以下「ZGP2020」という。）」を策定し、推進しております。ZGP2020では、安全運転支援などのITSの高度化、災害に対する意識の高まり、訪日外国人観光客の増加など、技術革新や外部環境の変化により多様化する地図情報の用途に対し、情報の差別化とコストリーダーシップを実現することで「日本の地図をすべてゼンリン基盤とする」ことを目指しております。

情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける状況において、当社グループは地図情報を通じて「より適した価値」を提供していくなかで、経営基盤の強化に努めてまいりました。今後も、財務健全性を維持し、さらなる資本効率の向上を図るとともに、株主への一層の利益還元を行うため、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが持続的な企業価値向上につながると判断し、自己株式取得を実施するとともに、その資金調達手段として、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途は、以下を予定しております。

- ①経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、資本効率の向上及び株主還元の強化を図ることを目的として、80億円を2018年5月末までに自己株式取得資金に充当する予定です。
- ②手取金総額から上記①を差し引いた残額を、2018年9月末までに設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を80億円、取得期間を2018年3月8日から2018年5月31日までとする自己株式取得枠の設定を決議しております。

なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記①の金額に達しない可能性があります。その場合、手取金の一部を、設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

#### 【本スキーム（本新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

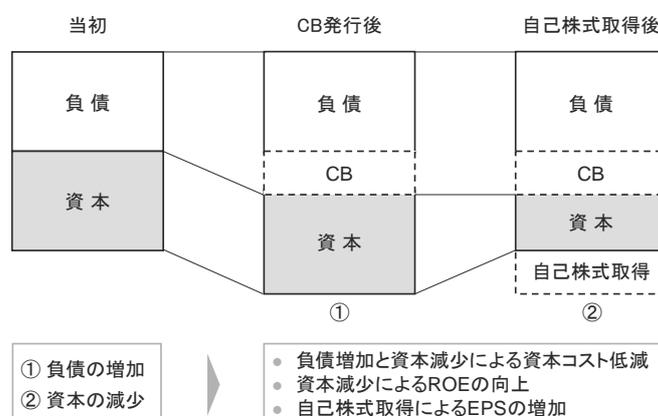
当社グループは、資金調達手段の選択にあたり、既存株主の皆様の利益や中長期的な企業価値向上の観点から、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ①本新株予約権付社債は、利息を付さずに（ゼロ・クーポン）、かつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、低い金利コスト及び資金調達コストによる調達であること
- ②本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定により、発行後の1株当たりの当期純利益（EPS）の希薄化を抑制する効果が期待されること
- ③本新株予約権付社債の発行手取金を原資とした自己株式の取得により、当初、自己資本当期純利益率（ROE）、1株当たりの当期純利益（EPS）などの資本効率の上昇が見込まれること

また、本日付の当社プレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同日に、取得価額の総額の上限を80億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、併せて当社は、取得する株式の総数を上記取得枠の取得価額の総額の上限額相当とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を、2018年3月8日に行うことを決定いたしました。本新株予約権付社債の発行を上記自己株式取得と組み合わせることによって、自己株式取得を迅速に行う事が可能になると考えられること、さらに、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和でき、発行条件の改善を図ることができると考えております。なお、当該自己株式取得により取得した株数が取得予定株数に満たない場合には、同日以降についても市場環境や諸規則等を考慮した上で、自己株式の取得を検討していく予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本スキーム概念図（転換社債型新株予約権付社債（CB）発行と自己株式取得）



本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## 記

### 1. 社債の名称

株式会社ゼンリン2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の払込金額

本社債の払込金額は、当社の代表取締役社長又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の101.0%を下回ってはならない。なお、下記5（2）記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2018年3月23日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### 5. 募集に関する事項

#### （1）募集方法

Nomura International plc（以下「幹事引受会社」という。）を単独ブックランナー兼単独主幹事引受会社とする総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

#### （2）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役社長又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の103.5%を下回ってはならない。

### 6. 新株予約権に関する事項

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

##### （イ）種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

##### （ロ）数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### （2）発行する新株予約権の総数

800個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7（6）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除した個数の合計数

#### （3）新株予約権の割当日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

2018年3月23日

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。なお、当社は2018年4月1日を効力発生日として1株につき1.5株の割合で当社普通株式の株式分割をする予定であるが、当該株式分割の効力発生日以降は、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当該効力発生日の直前に有効な転換価額の3分の2に相当する額に調整される。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2018年4月6日から2023年3月17日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、

(A) 下記7(3)(ロ)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(3)(ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B) 下記7(4)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C) 下記7(5)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記いずれの場合も、2023年3月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7（3）（ロ）③に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7（3）（ロ）③（B）記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおり

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

とする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) 又は (ii) に従う。なお、転換価額は上記 (4) (ハ) と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記 (6) に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできない。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

80億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 社債の償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2023年3月31日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

② 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記8(1)記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記8(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記8(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③ 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(A)上記6(9)(イ)記載の措置を講ずることができ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ない場合、又は（B）承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記5（2）記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）、上記2記載の本社債の払込金額及び上記6（4）（ロ）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2023年3月18日から同年3月30日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記5（2）記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）、上記2記載の本社債の払込金額及び上記6（4）（ロ）記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

#### ④ 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

場合を除く。)、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2023年3月18日から同年3月30日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑤に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本④記載の償還義務及び上記③又は下記⑤記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記③又は下記⑤の手続が適用されるものとする。

⑤ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日から東京における14営業日目の日より前に株式売渡請求に基づく特別支配株主による株式の取得が行われる場合には、かかる償還日は当該株式の取得日より前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2023年3月18日から同年3月30日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）で繰上償還するものとする。

- ⑥ 当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記②において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記④ (i) 乃至 (iv) 記載の事由が発生した場合には、以後上記①又は②に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

#### (4) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

#### (5) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(8)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

#### (6) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

#### (7) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

#### (8) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（財務代理人）

#### (9) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

#### (10) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

### 8. 特約

#### (1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

支払う。

## (2)担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、（A）外債（以下に定義する。）に関する支払、（B）外債に関する保証に基づく支払又は（C）外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は（b）本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

## 9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

## 10. 上場取引所

該当事項なし。

## 11. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途は、以下を予定しております。

- ① 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、資本効率の向上及び株主還元強化を図ることを目的として、80億円を2018年5月末までに自己株式取得資金に充当する予定です。
- ② 手取金総額から上記①を差し引いた残額を、2018年9月末までに設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額上限を80億円、取得期間を2018年3月8日から2018年5月31日までとする自己株式取得枠の設定を決議しております。

なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記①の金額に達しない可能性があります。その場合、手取金の一部を、設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を最重要課題と位置付け、持続的な企業価値の向上に取り組むとともに、連結ベースでの中長期経営計画における利益成長に基づいた、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針とし、配当金は現状レベルを維持しつつ、連結株主資本配当率(DOE)3%以上を目標としております。

また、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とした自己株式の取得も引き続き検討し、適正な内部留保を考慮しつつ連結ベースの利益水準に応じた利益還元を行ってまいります。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、市場の急速な動きに対応するために、今後の事業展開に不可欠な設備投資や研究開発投資等に充当してまいります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	40.61円	44.21円	67.11円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	31.00円 (15.00円)	32.50円 (15.50円)	34.50円 (17.00円)
実績連結配当性向	76.3%	73.5%	51.4%
自己資本連結当期純利益率	3.9%	4.0%	6.0%
連結純資産配当率	3.0%	3.0%	3.1%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。また、平成29年3月期の1株当たり連結当期純利益の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益(又は連結当期純利益)を自己資本(純資産合計から非支配株主持分(又は少数株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式処分

① 処 分 期 日	平成27年5月29日
② 処分価額の総額	299,718,800円(差引手取概算額)
③ 処分価額	1株につき 1,636円
④ 処分時における発行済株式総数	38,200,910株
⑤ 処分株式数	普通株式 183,300株
⑥ 処分後における発行済株式総数	38,200,910株
⑦ 処 分 先	株式会社カカコム
⑧ 処分時における当初の資金用途	株式会社カカコム普通株式取得
⑨ 処分時における支出時期	平成27年5月29日
⑩ 現時点における充当状況	株式会社カカコム普通株式取得資金に充当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

① 処 分 期 日	平成27年6月15日
② 処 分 価 額 の 総 額	244,945,800円 ※全額につき現物出資となります。
③ 処 分 価 額	1株につき 1,602円
④ 処分時における発行済株式総数	38,200,910株
⑤ 処 分 株 式 数	普通株式 152,900株
⑥ 処分後における発行済株式総数	38,200,910株
⑦ 処 分 先	株式会社リクルートホールディングス
⑧ 処分時における当初の資金使途	株式会社ゼンリンデータコム普通株式の現物出資による払込みになります。
⑨ 処分時における支出時期	平成27年6月15日
⑩ 現時点における充当状況	払込みがされた株式会社ゼンリンデータコム普通株式を保有しております。

① 処 分 期 日	平成27年12月11日
② 処 分 価 額 の 総 額	660,774,400円 ※全額につき現物出資となります。
③ 処 分 価 額	1株につき 2,288円
④ 処分時における発行済株式総数	38,200,910株
⑤ 処 分 株 式 数	普通株式 288,800株
⑥ 処分後における発行済株式総数	38,200,910株
⑦ 処 分 先	大日本印刷株式会社 190,900株 株式会社博報堂 97,900株
⑧ 処分時における当初の資金使途	株式会社ゼンリンデータコム普通株式の現物出資による払込みになります。
⑨ 処分時における支出時期	平成27年12月11日
⑩ 現時点における充当状況	払込みがされた株式会社ゼンリンデータコム普通株式を保有しております。

① 処 分 期 日	平成28年9月8日
② 処 分 価 額 の 総 額	181,000,000円
③ 処 分 価 額	1株につき 1,810円
④ 処分時における発行済株式総数	38,200,910株
⑤ 処 分 株 式 数	普通株式 100,000株
⑥ 処分後における発行済株式総数	38,200,910株
⑦ 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
⑧ 処分時における当初の資金使途	諸費用支払等の運転資金
⑨ 処分時における支出時期	平成28年9月8日
⑩ 現時点における充当状況	諸費用支払等の運転資金に充当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

① 処 分 期 日	平成29年3月9日
② 処 分 価 額 の 総 額	329,100,000円
③ 処 分 価 額	1株につき 2,194円
④ 処分時における発行済株式総数	38,200,910株
⑤ 処 分 株 式 数	普通株式 150,000株
⑥ 処分後における発行済株式総数	38,200,910株
⑦ 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
⑧ 処分時における当初の資金使途	諸費用支払等の運転資金
⑨ 処分時における支出時期	平成29年3月9日
⑩ 現時点における充当状況	諸費用支払等の運転資金に充当

(3) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,049円	1,460円	2,284円	2,370円
高 値	1,593円	2,590円	2,816円	4,270円
安 値	1,001円	1,353円	1,598円	2,003円
終 値	1,483円	2,261円	2,367円	3,390円
株価収益率（連結）	36.5倍	51.1倍	35.3倍	—

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成30年3月6日現在で表示しております。  
2. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成30年3月期については、未確定のため記載しておりません。  
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所第一部における当社普通株式の株価であり、それぞれ、決算期間（4月1日から3月31日まで）の始値、高値、安値、終値及び株価収益率（連結）を表示しております。

(4) ロックアップについて

当社株主である有限会社サンワは、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を合意しております（但し、単元未満株主の買取請求による当社に対する単元未満株式の売渡し、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。）。

当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求に伴う当社普通株式の発行又は交付、単元未満株主の売渡し請求による自己株式の売渡し、株式分割に基づく当社普通株式の発行、当社株主総会又は当社取締役会で決議されたストックオプションの付与、ストックオプションとして付与された新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、その他日本法上の要請による場合等を除く。）。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。